

# 青森労働局からのお知らせ

## 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場環境づくりを進めるため、集中的な広報・啓発を実施しています。

### 「職場のパワーハラスメント」とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為です。

### <パワハラ6類型について>

①身体的な攻撃



②精神的な攻撃



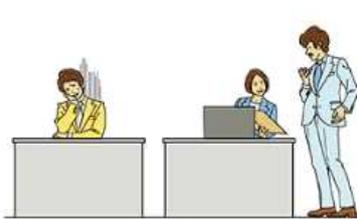
③人間関係からの切り離し



④過大な要求



⑤過小な要求



⑥個の侵害



※ これらはパワハラに当たりうるすべてを網羅したものではなく、これら以外は問題ないということではありません。

### 【どうやってパワーハラスメントの予防・解決をすればいいの?】

企業において、パワーハラスメント対策の基本的な枠組みを構築するために以下の7つの取組の実施をお願いします。

- ① トップのメッセージ ～組織のトップがパワーハラスメントは職場からなくすことを明確に示す。
- ② ルールを決める ～就業規則において、パワーハラスメントの禁止や処分に関する規定を設ける。
- ③ 社内アンケートなどで実態を把握する ～従業員アンケートを実施する。
- ④ 教育をする ～管理職研修、従業員研修を実施する。
- ⑤ 社内での周知・啓蒙 ～組織のルールや相談窓口について周知する。
- ⑥ 相談や解決の場を提供する ～企業内外に相談窓口を設置し、責任者を定める。
- ⑦ 再発防止のための取組 ～行為者に対する再発防止研修を行う。

詳細は、「あかるい職場応援団」を参照ください。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211